

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-37 レース竹和武番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



記帳確認・ご不明な点の ご相談は年内お早めに!!

本年も早いもので残り4か月となりました。会員の皆様におかれましては帳簿の記帳は順調にお進みでしょうか。

来年の確定申告に向けて記帳確認・ご不明な点の解消など備えることは重要です。特に本年10万円以上の資産(車、機械、建物、工事など)を買い替え又は新たに購入された方は、減価償却の対象となることが考えられます。減価償却の処理にあたっては複雑なケースもあり大半の方がお時間を要する相談でもあり、来年の確定申告指導会の前に事前準備をしていたいただきたいものです。また、ご相談がお済でない方は購入明細(契約書等)資料をご用意の上、混雑する確定申告指導会時ではなく、必ず年内11月末までにお越しくください。

その他、記帳の仕方をはじめ次のような方も、関係資料をご持参の上、年内お早めにお越しくください。

- ・ 会計ソフトの入力の仕方が分からない方
- ・ 合計残高試算表が合わない方
- ・ 消費税(インボイス)に対応した記帳ついて不安のある方
- ・ 青色申告決算書の作成方法がわからない方や確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- ・ 今年初めて青色申告をする方、新しく入会された方
- ・ 不明な取引がある方

確定申告指導会では**記帳指導**は**行いません**ので記帳をはじめ、ご不明な点は年内に解消しましょう!



入会をお考えの方をご紹介ください!

ご近所、お知り合いで最近開業した方、記帳・申告でお悩みの方等いらっしゃいましたら是非ご紹介くださいますようお願いいたします。ご紹介いただいた方がご入会されたらご紹介者にQUOカード1,000円プレゼント!!
(短期で退会される会員は除く)



青色申告会は個人事業者の皆さまを幅広くサポートします!

記帳・決算サポート
指導会・研修会
税務・法律相談会
会計ソフトブルーリターンAの販売
融資の紹介

会員福利厚生
共済・保険の紹介
労働保険のご案内
会員優待サービス





インボイス制度 帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けられる場合

帳簿のみの保存で仕入税額控除が適用される少額特例。

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。対象となるのは基準期間（個人事業者はその年の前々年）における課税売上高が1億円以下又は特定期間（個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が5千万円以下である事業者となります。

- （注）1 特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできません。
- 2 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。
- 3 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には本経過措置の対象となります。

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。以下「回収特例」といいます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストにより差し出されたものに限り。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

この場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

例：①に該当する場合、「3万円未満の鉄道料金」

⑦に該当する場合、「自販機」、「ATM」

- ・ 仕入れの相手方の住所又は所在地

例：②に該当する場合（3万円以上のもの）、「〇〇施設 入場券」

（注） 帳簿に仕入れの相手方の住所又は所在地の記載が不要な課税仕入れは、次のとおりです。

イ 上記①の課税仕入れ

ロ 上記②の課税仕入れのうち3万円未満のもの

ハ 上記③から⑥の課税仕入れ（③から⑤に係る課税仕入れについては、古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているものの以外のものに限り、⑥に係る課税仕入れについては、事業者以外の者から受けるものに限り。）

ニ 上記⑦から⑨の課税仕入れ

（参考） 古物営業を営む場合、古物営業法において、商品を仕入れた際の対価の総額が1万円以上（税込み）の場合には、帳簿（いわゆる「古物台帳」）に①取引年月日、②古物の品目及び数量、③古物の特徴、④相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤相手方の確認方法を記載し、保存しなければならないこととされています（古物営業法16、18）。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項は、「①課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地（古物台帳に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合には不要）」、「②課税仕入れを行った年月日」、「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、「④課税仕入れに係る支払対価の額」、「⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨」ですが、古物台帳には①から④の事項が記載されていることとなります。なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿の記載事項としては、⑤の事項も必要となるため、古物台帳と⑤の事項について記載した帳簿（総勘定元帳等）を合わせて保存することで、帳簿の保存要件を満たすことができます。この場合、古物台帳については帳簿の保存期間（課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間）保存しておく必要がある点にご留意ください（消令71②）。

令和6年1月から 電子取引データを保存することとなりました！

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いします。

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセ
スできます



事業所得や不動産所得等のある方には 帳簿の記帳・保存義務 があります！

- ✓個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます）は、記帳と帳簿書類の保存義務があります。
- ✓請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その電子データを一定の要件の下で保存する必要があります。
- ✓売上げに関する帳簿を保存していなかったことや、帳簿の売上についての記載が不十分なことが税務調査において把握された場合は、加算税が重くなる場合があります。

帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を下表のとおり保存する必要があります。

▼青色申告の場合

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|--------------------------------------|--|
| 帳簿 | 仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など | 7年 |
| 書類 | 決算関係書類 | 損益計算書、貸借対照表、棚卸表など |
| | 現金預金取引等関係書類 | 領収書、小切手控、預金通帳、借用証など |
| | その他の書類 | 取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など） |

ご注意 消費税の課税事業者が仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、インボイス発行事業者として交付した適格請求書の写し及び提供した電磁的記録については、上記に関わらず7年間保存する必要があります。

税理士による

無料 税務 相談 会

(毎月第1火曜日)

■以下の税務にまつわる相談などにご利用ください。

相続・生前贈与、土地・建物の譲渡、株式の譲渡、法人化検討、事業承継 など

●日 程 11月5日(火)

●会 場 事 務 局

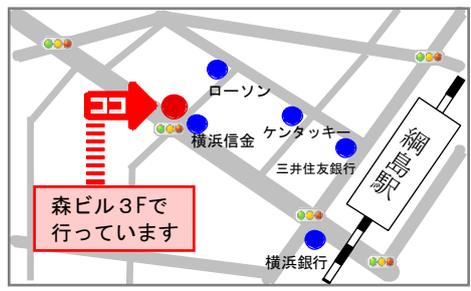
●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

10月の港北出張所開設日 (月曜日開設)

- 開設日 10月 7日(月)・21日(月)・28日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 電話番号 070-5593-2028 (開設日以外はつながりません)



| 8月 | | | | | | | | | | | | 7月 | | 6月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|------|-------------------|----------------------|----------------|------------|---------|---------|---------------|------|--------------|-----|-----------|---------|---------------|--------|-----------|---------------------|-----------|---------|---------|------------|------|--------|---------------|----------|---------|---------|------------|-------|
| 23日 | 22日 | 10日 | 9日 | 7日 | 8日 | 6日 | 2日 | 26日 | 22日 | 17日 | 9日 | 8日 | 5日 | 2日 | 27日 | 26日 | 21日 | 19日 | 18日 | 13日 | 11日 | 7日 | 5日 | 4日 | 1日 | | | | | |
| | | 18日 | 20日 | 8日 | 8日 | 9日 | 20日 | 21日 | 22日 | 22日 | 19日 | 22日 | 24日 | | | | | | | | | | 6日 | | | 10日 | | | | |
| 県連DXミーティング | 職員研修会 | 夏期休業 | 農協合同記帳相談会(港北・神奈川) | 受託記帳指導説明会(説明会・会計ソフト) | 全青色東京ブロック役員研修会 | 無料法律・税務相談会 | 青色全体役員会 | 県連職員研修会 | 八者会定例会議・意見交換会 | 青色学校 | 県連正副会長会議・理事会 | 理事會 | 県連事務局局長会議 | 無料税務相談会 | 署共催インボイス制度説明会 | 全青色理事會 | 福祉厚生事業委員会 | 全青色定時会員総会・フォーラム・理事会 | 県連事務局局長会議 | 県連青年部総会 | 会長副会長会議 | 県連DXミーティング | 定時総会 | 県連通常総会 | 署共催インボイス制度説明会 | 署共催記帳説明会 | 神彰会定時総会 | 八者会定例会議 | 無料法律・税務相談会 | 源泉指導会 |

